

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 危機管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）において発生しうる様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本連盟における危機管理体制・対処方法を定めることにより、本連盟の役職員、本連盟が主催する行事への参加者等の安全確保を図るとともに、本連盟の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危機

災害、事件、事故、感染症、人権侵害、業務上の過失、不法行為等に起因して、役職員及び会員、本連盟主催の行事にかかわる人員の生命・身体、本連盟の財産、名誉もしくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象又は状態をいう。

(2) 危機管理

危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急時対応、また、危機が収束し、新たな被害の発生や拡大がないと判断され回復時の対応をいう。ただし、懲罰に関することについてはこの規程では含まない。

(3) 役職員

本連盟の役員、委員、職員をいう。

第2章 危機管理に関する措置等

(会長等の責務)

第3条 会長は、本連盟における危機管理を統括する。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第4条 業務執行理事及び事務局長は、危機管理に関するマニュアル等資料の配布、研修及び訓練の実施等により、日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 会長は、本連盟が主催する大会等の行事に際し、事前に安全管理責任者を指名する。安全管理責任者は、主管団体と連携をとって、事前に **Emergency Action Plan**（緊急時対応計画）を作成し、危機に対して事前に備えるとともに危機管理の措置をとることとする。

- 3 会長は、本連盟が派遣する国際大会等に際し、危機に対して備えるとともに危機管理の措置をとることとする。

(対策本部の設置)

第5条 会長は、危機事象の対策のために必要と判断する場合は、当該事態にかかる緊急対策本部（以下「対策本部」という）を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、当該事象に応じて決める。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、緊急性を要する場合には本連盟の諸規程等により必要とされる所定の手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合、対策本部は事案の終了後に、適切に処理することとする。

(報告等)

第6条 役職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、あらかじめ決めた情報連絡方法により報告するものとし、情報の伝達が滞ることのないように努めなければならない。

第3章 危機管理マニュアル

(危機管理マニュアルの策定)

第7条 会長は、前条までの規程を踏まえ、以下の場面での危機に対応できる危機管理マニュアルを策定するものとする。

- (1) 連盟事務所編
- (2) 連盟主催大会等編
- (3) 選手派遣大会等編

第4章 雑則

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は別に定める。

- 2 本規程の改廃は理事会にて決定する。

附則

本規程は平成31年3月30日から施行する。